

## 平成 26 年度当初予算要求に係る政策的経費の優先度判断について

H25.12.10

教育委員会

### 優先度判断の基本的な考え方

平成 26 年度当初予算要求における政策的経費の優先度判断については、「当初予算調製方針」と同時に示された「当初予算要求にあたっての基本的事項」の別紙「事業の優先度判断に係る視点」等を総合的に勘案して行いました。

優先度	判断基準
A	<p><u>「平成 26 年度三重県経営方針(案)」の「社会情勢の変化への対応及び新たな仕組みの構築」として掲げられた「グローバル人材の育成」及び「いじめ問題などへの対応」に密接な関係を有する事業</u></p> <p>学校保健安全法で実施が義務付けられている児童生徒の健康診断等に係る事業や障害者雇用促進法による障がい者の法定雇用率の達成に資する事業、教育基本法に定められた教育の機会均等のため、経済的理由によって修学が困難な者に対して講じる奨学金の貸与など、<u>法令により義務付けられている事業あるいはこれに準じる事業</u></p> <p>「みえ県民カビジョン・行動計画」の期間中に行政経営資源を効率かつ効果的に投入し、課題の解決や「協創」の取組を進めるものとされた<u>「選択・集中プログラム」を構成する事業</u></p> <p>「選択・集中プログラム」を構成する事業ではないものの、<u>「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げた施策の目標の実現に向けた取組を着実に推進するための事業</u></p> <p>県立学校在校生の学校納付金を口座振替システムにより収納するための経費や水産高校の実習船の検査・維持管理に係る経費、また、埋蔵文化財センター、総合教育センターの管理運営費などの<u>管理運営経費</u></p>
B	<p>以上のような考え方で優先度判断を行った結果、優先度判断 A とした事業以外の事業</p>